

2019年5月

静岡市立静岡病院

初期臨床研修プログラム

プログラム番号：030379403

静岡市立静岡病院初期臨床研修プログラム (030379403)

1 プログラムの構成

(1) プログラムの名称

静岡市立静岡病院初期臨床研修プログラム (030379403)

(2) プログラムの理念及び基本方針

○理念 (臨床研修基本理念 (医師法第 16 条の 2 第 1 項に基づく))

臨床研修は、医師が医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学および医療の果たす社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる疾病または負傷に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力 (態度・技術・知識) を身につけることのできるものでなければならない。

○基本方針

- ・ 医師としての基本的価値観 (プロフェッショナリズム) を身につける。
- ・ 幅広い疾患を研修する。(スーパーローテーション研修)
- ・ 頻度の高い一般的な疾患の研修を習得する。
- ・ 基本的な診療業務ができるレベルの資質・能力を修得する。
- ・ 救急医療体制を重視する。
- ・ 地域医療を理解する。
- ・ チームで教育する。(屋根瓦方式)

(3) 静岡病院の理念・方針

○基本理念

開かれた病院として、市民に温かく、質の高い医療を提供し、福祉の増進を図ります。

○基本方針

- ・ 患者さんを主体とし、患者さんにとって最善の全人的医療を実践します。
- ・ 静岡市の基幹病院として、高度専門医療を提供し、その向上を常に図ります。
- ・ 市民の安全を守るため、二次救急医療、救命救急医療、災害時医療を提供します。
- ・ 地域医療の充実のため、病診連携、病病連携、保健福祉期間との連携を図ります。
- ・ 職員は、研修、研究、教育を通じて医療水準の向上を図ります。

(4) プログラム責任者及び連携施設等

1. プログラム責任者 診療部長 縄田 隆三

2. 連携施設(協力型臨床研修病院 研修協力施設)

【協力型臨床研修病院】

- ・ 静岡市立清水病院 (選択科目：神経内科)
- ・ 静岡県立こども病院 (選択科目：小児科)
- ・ 溝口病院 (精神科領域)
- ・ 日本平病院 (精神科領域)
- ・ 清水駿府病院 (精神科領域)
- ・ 静岡県立こころの医療センター (精神領域)
- ・ 共立蒲原総合病院 (地域医療研修)

【研修協力施設】

- ・ 静岡富沢病院 (静岡県静岡市)
- ・ 西伊豆健育会病院 (静岡県賀茂郡西伊豆町)
- ・ 熱川温泉病院 (静岡県賀茂郡東伊豆町)
- ・ 岡本石井病院 (静岡県焼津市)
- ・ 翔南病院 (沖縄県・沖縄市)
- ・ 静岡市医師会診療所

※この期間の研修の処遇については、基幹型病院(当院)の規定による。

(5) 到達目標

医師そして、病める人の尊厳を守り、医療の提供と公衆衛生の向上に寄与する職業の重大性を深く認識する。また、基本的価値観（プロフェッショナリズム）及び医師としての使命の遂行に必要な資質・能力を身に付けなくてはならない。医師としての基盤形成の段階にある研修医として、基本的価値観を自らのものとし、基本的診療業務ができるレベルの資質・能力を修得することを目標とする。

A. 医師として基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、限りある資源や社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B.資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ①人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ②患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ①頻度の高い症候について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ②患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。

3. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ①患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ②患者の状態に合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ③診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

4. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ①適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ②患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

5. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ①医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ②チームの各構成員と情報を共有し、連携を図る。

6. 医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ①医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ②日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④医療従事者の健康管理(予防接種や針刺し事故への対応を含む。)を理解し、自らの健康管理に努める。

7. 社会における医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会と国際社会に貢献する。

- ①保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ②医療費の患者負担に配慮しつつ、健康保険、公費負担医療を適切に活用する。
- ③地域の健康問題やニーズを把握し、必要な対策を提案する。
- ④予防医療・保健・健康増進に努める。
- ⑤地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑥災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要に備える。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ①医療上の疑問点を研究課題に変換する。
- ②科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③臨床研究や治験の意義を理解し、協力する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ①急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ②同僚、後輩、医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③国内外の政策や医学及び医療の最新動向(薬剤耐性菌やゲノム医療等を含む。)を把握する。

C. 基本的診療業務

コンサルテーションや医療連携が可能な状況下で、以下の各領域において、単独で診療ができる。

1. 一般外来診療
頻度の高い症候・病態について、適切な臨床推論プロセスを経て診断・治療を行い、主な慢性疾患については継続診療ができる。
2. 病棟診療
急性期の患者を含む入院患者について、入院診療計画を作成し、患者の一般的・全身的な診療とケアを行い、地域連携に配慮した退院調整ができる。
3. 初期救急対応
緊急性の高い病態を有する患者の状態や緊急度を速やかに把握・診断し、必要時には応急処置や院内外の専門部門と連携ができる。
4. 地域医療
地域医療の特性及び地域包括ケアの概念と枠組みを理解し、医療・介護・保健・福祉に関わる種々の施設や組織と連携できる。

(6) 実務研修の方略

1. 研修期間
研修期間は原則として2年間（104週）以上とする。
2. 臨床研修を行う分野・診療科（各科の研修期間）
必修科目として内科（24週以上）、外科（8週以上）、救急（12週以上）、麻酔科（4週以上）、小児科（4週以上）、産婦人科（4週以上）、精神科（4週以上）、地域医療（4週以上）を研修する。また、内科・小児科（一部地域医療）研修時に、4週以上の一般外来での研修を含める。
なお、必修科目の研修に加え、自由選択研修（32週）を研修する。選択科目は研修医各自が研修の基本理念に沿って、教育研修管理センターと相談しながら次の診療科から選択する。
腎臓内科、内分泌・代謝内科、血液内科、神経内科（静岡市立清水病院において実施）、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科（研修期間の一部を指導医と相談のうえ県立こども病院で実施することも可能）、精神科、外科・消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線治療科、放射線診断科、麻酔科、病理診断科、救急科、緩和ケア内科
※精神科研修は協力病院である溝口病院で研修をおこなう。溝口病院で研修医が多く受け入れ困難な時は、県立こころの医療センター、日本平病院、清水駿府病院での研修も可能な体制と確保している
※地域医療研修は、協力施設である静岡富沢病院、西伊豆健育会病院、熱川温泉病院、岡本石井病院、翔南病院（沖縄）ほかで研修をおこなう。

※在宅医療：2年次に地域医療研修の一環として、在宅医療を提供する市内近隣の診療所研修および地域医療研修先において、全員が1日以上在宅医療研修をおこなう。

(研修ローテーション一例)

一年次	1～5	6～10	11～14	15～19	20～24	25～28	29～32	33～36	37～40	41～44	45～48	49～52
	内 科						外 科		麻 酔	救 急		
二年次	53～56	57～60	61～64	65～68	69～73	74～77	78～82	83～87	88～92	93～96	97～100	101～104
	小児科	産婦人科	精神科	地域医療	選択研修							

3. 研修支援プログラム

研修医は、各診療科での研修内容を補う静岡病院の定める各種研修補助プログラムに参加することを義務付ける。

【主な支援プログラム】

採用時オリエンテーション、多職種と合同の新人職員研修、外科系講義、内科カンファレンス（内科医局会）、CPC 報告会、救急講習会、検査科・薬剤科研修、緩和ケア講習会、静岡県血液センター献血当番、静岡市保健所研修（1年次）、医師会診療所研修（2年次）、医療学術集談会、静岡市研修医を育む会主催 歓迎セミナー／地域医療研修懇談会、ICLS 講習会、JMECC（内科救急）講習会、静岡県医師会主催屋根瓦塾等

【科重点研修項目】

心電図、心臓エコー；循環器内科、胸部画像読影；呼吸器内科、腹部エコー；消化器内科、生理検査室、外科小手技；外科系診療科（外科・心臓血管外科・呼吸器外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科）

シミュレーション機器を使用した研修：小児科

(7) 経験すべき症候

外来又は病棟において、下記の症候を呈する患者について、病歴、身体所見、簡単な検査所見に基づく臨床推論と、病態を考慮した初期対応を行う。

ショック、体重減少・るい瘦、発疹、黄疸、発熱、もの忘れ、頭痛、めまい、意識障害・失神、けいれん発作、視力障害、胸痛、心停止、呼吸困難、吐血・喀血、下血・血便、嘔気・嘔吐、腹痛、便秘異常（下痢・便秘）、熱傷・外傷、腰・背部痛、関節痛、運動麻痺・筋力低下、排尿障害（尿失禁・排尿困難）、興奮・せん妄、抑うつ、成長・発達の障害、妊娠・出産、終末期の症候（29 症候）

(8) 経験すべき疾病・病態

外来又は病棟において、下記の疾病・病態を有する患者の診療にあたる。

脳血管障害、認知症、急性冠症候群、心不全、大動脈瘤、高血圧、肺癌、肺炎、急性上気道炎、気管支喘息、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、急性胃腸炎、胃癌、消化性潰瘍、肝炎・肝硬変、胆石症、大腸癌、腎盂腎炎、尿路結石、腎不全、高エネルギー外傷・骨折、糖尿病、脂質異常症、うつ病、統合失調症、依存症（ニコチン・アルコール・薬物・病的賭博）（26 疾病・病態）

※経験すべき症候及び経験すべき疾病・病態の研修を行ったことの確認は、日常業務において作成する病歴要約に基づくこととし、病歴、身体所見、検査所見、アセスメント、プラン（診断、治療、教育）、考察等を含むこと。

（9）到達目標の達成度評価

研修医が到達目標を達成しているかどうかは、各分野・診療科のローテーション終了時に、医師及び医師以外の医療職が別添の研修医評価票Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを用いて評価し、評価票は研修管理委員会（教育研修管理センター）で保管する。医師以外の医療職には、看護師、コメディカルスタッフを含む。

- ・上記評価の結果を踏まえて、少なくとも年2回、プログラム責任者・研修管理委員会委員が、研修医に対して形成的評価（フィードバック）を行う。
- ・2年間の研修終了時に、研修管理委員会において、研修医評価票Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（別紙厚労省指定様式 18～20）を勘案して作成する「臨床研修の目標の達成度判定票（別紙厚労省指定様式 21）」を用いて、到達目標の達成状況について評価し、研修修了の可否を判断する。

（10）研修医評価票（別紙厚労省指定様式 18～20）

I. 「A. 医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）」に関する評価

- A-1. 社会的使命と公衆衛生への寄与
- A-2. 利他的な態度
- A-3. 人間性の尊重
- A-4. 自らを高める姿勢

II. 「B. 資質・能力」に関する評価

- B-1. 医学・医療における倫理性
- B-2. 医学知識と問題対応能力
- B-3. 診療技能と患者ケア
- B-4. コミュニケーション能力
- B-5. チーム医療の実践
- B-6. 医療の質と安全の管理
- B-7. 社会における医療の実践

B-8. 科学的探究

B-9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

Ⅲ. 「C. 基本的診療業務」に関する評価

C-1. 一般外来診療

C-2. 病棟診療

C-3. 初期救急対応

C-4. 地域医療

(11) 研修体制

- ・臨床研修を統括する部門として、教育研修管理センターを静岡病院に設置する。
- ・初期臨床研修医（卒後2年目未満）は教育研修管理センターの所属とする。
- ・院内委員会組織として臨床研修管理委員会を設置し、臨床研修プログラムに関する審議・承認および、臨床研修医の募集・採用・修了に関する審議・承認をおこなう。
- ・研修プログラム委員会設置し、臨床研修プログラムの作成や改良作業をおこなう。
- ・臨床研修運営委員会を設置し、日常の運営活動及び連絡・調整活動を行う。
- ・各種委員会の運営・統括は教育研修管理センターがおこなう。
- ・教育研修管理センターにはセンター長と副センター長を置き、研修医スケジュールの管理や公的事務的手続き業務（認定証の作成、管理委員会の招集等々）を行う。
- ・教育研修管理センター長・副センター長は、定期的に研修医と会合を持ち、連絡・協議事項、カンファレンスの司会、各研修医の研修の進捗状況や研修上の問題への助言・解決のサポート、ローテート先との調整やスケジュール管理を行う。
- ・各診療科、協力病院、協力施設より研修指導医※、指導責任者を選出・任命し、研修指導チームを編成する。
※指導医の要件：臨床経験7年以上の常勤医で、厚労省医政局認可の臨床研修指導医講習会修了者とする
- ・教育研修管理センターは毎週定例の打合せを行うとともに、院内外の各種研修会等の開催、院外の各種研修会等へ研修医の派遣受講をおこない、臨床研修体制の安定と臨床研修医の質の向上を図る。
- ・指導医、指導責任者はローテート先、配属部署での研修に責任を持つ。
- ・指導医は研修医とマンツーマンで指導する。

(12) 研修修了基準

- ① 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定される臨床研修に関する省令「臨床研修の評価」に基づくものとし、具体的には研修実施期間の評価、臨床研修の目標（臨床医としての適性を除く）の達成度の評価、臨床医としての適性の評価を基準に終了を判定する。
- ② 研修実施期間の評価
研修期間（2 年間）を通じた休止期間の上限は 90 日とする。各研修分野に求められている必要履修期間を満たしていない場合は、研修管理委員会にて協議をおこない、選択科目の期間を利用する等により、あらかじめ定められた臨床研修期間内に各研修分野の必要履修期間を満たすようにする。
- ③ 臨床研修の目標の達成度の評価
2 年間ローテートした診療科において、評価された「研修医評価票」において基準を満たしていること。
 - 1) 『形式的評価』 研修医評価票Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを用いて評価をおこなう。
 - 2) 『総括的評価』 臨床研修の目標の達成度判定票を用いた評価をおこなう。
- ④ 臨床医としての適性の評価について、以下の項目を評価する。
 - 1) 安心・安全な医療の提供
一般常識を逸脱する、就業規則を遵守できない、チーム医療を乱す等の医療者として資質に問題がある場合や、重大な疾病によって適切な診療行為がおこなえる医療安全の確保が危ぶまれるような状況になった場合は、研修の継続可否について、臨床研修管理委員会に置いて検討をおこなう。
 - 2) 法令・規則が遵守できない者
医道審議会の処分対象となる者の場合には、法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく再教育研修をおこなう。再教育にも関わらず改善せず、患者に被害を及ぼす恐れがある場合には、未修了、中断の判断もやむを得ないものとする。
- ⑤ 上記の履修を修了した臨床研修医を対象に、研修管理委員会にて修了判定報告をおこなう。認定された場合、臨床研修修了証を授与する。
- ⑥ 上記の履修を修了できなかった臨床研修医については、同一プログラムで引き続き研修期間の延長をおこなうこととする。

(13) 研修医定員数

1 年次：12 名、2 年次：12 名 合計：24 名

※公募実施。プログラムはインターネット上に公表。

(14) 研修医の処遇等

静岡市立静岡病院研修医制度規程にしたがう。

身 分	非常勤嘱託
所 属	教育研修管理センター
給 与	上記研修医制度規程による
アルバイト	研修期間中のアルバイトは原則認めない 研修医がアルバイトなしでも生活できるよう処遇する。
社会保険	・全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ） ・雇用保険 ・労働災害については、労災保険を適用
勤務時間	8時30分から17時15分まで ただし、職務に必要により前記以外の時間において勤務の命令を受けた場合は、特別の事情がない限り、その命令に従うものとする。
休 暇	年次有給休暇の付与数は、1年間に20日
時間外勤務 （当 直）	職務としての勤務命令に従う。当該勤務に係る時間外勤務手当 ・深夜勤務手当等を規程に従い支給する。
研修医室	研修医室を医局内に設置し、執務デスク、本棚、ロッカーを貸与する。
宿 舎	病院官舎の利用可。民間住宅の借用者には住宅手当を支給する。
賠償責任保険	病院にて一括して勤務医賠償責任保険へ加入する。
外部研修活動	研修医の学会、研究会等への参加を奨励する。院内の所定の手続きを経て、承認を受けたものについては、交通費・宿泊費・参加費等の費用負担の減免を受けることができる。

(15) 健康管理及び面談

心身の健康を保ち、2年間の臨床研修を円滑におこなうため、健康診断及び面談を実施する。

- ①年2回の健康診断を受診。
- ②教育研修管理センターによる面談（年1回）
- ③メンタルヘルスケアが必要な時は、院内精神科の心理療法士が対応。
- ④院内ハラスメント対策委員会を設置済み。

(16) 研修修了後の進路

当院を基幹施設とする内科・外科専門研修プログラム、他施設が基幹となる専門研修プログラムの専攻等。

(17) 研修医の応募手続き

応募先	静岡市立静岡病院 教育研修管理センター
応募条件	・医師国家試験を受験し、医師免許を取得（見込み）の者 ・マッチングシステムに参加登録する者 ・採用試験実施前月までに当院の病院見学をおこなっている者
必要書類	履歴書 卒業見込み証明書 成績証明書 健康診断書
選考方法	筆記試験、小論文、面接